

一般社団法人 青森県手をつなぐ育成会 定款

設立認可 平成 25 年 4 月 1 日
一部変更 平成 27 年 5 月 10 日
一部変更 平成 29 年 5 月 13 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人青森県手をつなぐ育成会と称する。

(目的)

第 2 条 この法人は、知的障がい者(以下、児を含む)の社会参加と権利擁護並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 この法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 知的障がい者の社会参加を図るための諸行事の開催
- (2) 知的障がい者の福祉等に関する研修会及び講演会の開催
- (3) 市町村手をつなぐ育成会・施設保護者会等並びに知的障がい者及び家族に関する相談、支援
- (4) 会報の発行
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 この法人の主たる事務所は青森県青森市に置く。

(公告方法)

第 4 条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第 5 条 この法人は、この法人の機関として社員総会、理事、理事会並びに監事を置く。その他の機関として顧問を置くことができる。

2 前項の社員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の社員総会とする。

第 2 章 会 員

(法人の構成員)

第 6 条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した次の 2 種とし、正会員を

もって一般法人法上の社員とする。

(1) 正会員：第7条の規定により入会が承認された市町村手をつなぐ育成会並びに施設保護者会とする。

(2) 賛助会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 この法人の会員になるには、この法人所定の入会申込書により入会の申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は、社員総会で定める会費を、この法人の指定する日までにこの法人へ納入するものとする。本条の会費は、一般法人法第27条の経費とする。

2 納入された会費は、特別の理由がない限り、これを返還しない。

(会員名簿)

第9条 この法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。本条の会員名簿を一般法人法第31条の社員名簿とする。

2 この法人の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所又は会員がこの法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費を滞納したとき
- (2) 総正会員の同意があったとき
- (3) 会員である団体が解散したとき
- (4) 除名

(退会)

第11条 会員は、いつでも理事会において別に定める退会届を提出して任意に退会することができる。

(退会に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前条の規定により退会したときは、この法人に対する(会員としての)権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員が退会しても、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

(除名)

第13条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができるものとする。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、第6条で定める正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属書類の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第16条 この法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続きの省略)

第17条 社員総会は、正会員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第20条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第21条 正会員は、社員総会に出席して1個の議決権を行使することができる。

(議決権の代理行使)

第22条 正会員は、この法人の正会員の代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名又は記名押印して10年間この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第24条 この法人の理事の員数は、8名以上15名以内とする。

(理事の資格)

第25条 この法人の理事は、この法人の正会員の代表者の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総正会員の議決権の過半数をもって、正会員の代表者以外の者から選任することを妨げない。

(監事の資格)

第26条 この法人の監事の員数は、2名とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第27条 この法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第28条 この法人に理事長1人、副理事長3人を置き、理事会において理事の過半数をもって選任する。

2 理事長は、一般法人法上の代表理事とする。

3 理事長は、この法人を代表し会務を総理する。

4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げないものとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げないものとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の残任期間と同一とする。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事の報酬は、無償とする。

(顧問)

第 31 条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

1. 代表理事の相談に応じること。

2. 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無償とする。

第 5 章 理事会

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選任及び解職

(4) その他法令で定められた事項

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事長に事故もしくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続きの省略)

第 34 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第 36 条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 38 条 理事長は、3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 6 章 計算書類等

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第 41 条 代表理事は、毎事業年度、一般法人法第 124 条第 1 項の監査を受け、かつ同条第 3 項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備え置き)

第 42 条 この法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの付属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時社員総会の日から 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第 43 条 この法人は、会員に対して、剰余金の分配を行わないものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 補則

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附 則

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

- | | |
|----|----------------------------|
| 住所 | 青森市大字新城字平岡 30 番地 11 号 |
| 名称 | 福祉ショップ西部手をつなぐ育成会 |
| 住所 | 青森市本町四丁目 1 番 3 号 |
| 名称 | 特定非営利活動法人青森市手をつなぐ育成会 |
| 住所 | 青森県八戸市根城八丁目 8 番 155 号 |
| 名称 | 八戸市手をつなぐ育成会 |
| 住所 | 青森県弘前市大字八幡町 1 丁目 9 番地 17 号 |
| 名称 | 弘前地区手をつなぐ育成会 |
| 住所 | 青森県五所川原市字鎌谷町 502 番地 5 号 |
| 名称 | 西北五手をつなぐ育成会 |
| 住所 | 青森県十和田市西十三番町 2 丁目 25 番地 |
| 名称 | 十和田市手をつなぐ育成会 |
| 住所 | 青森県むつ市大字奥内字金谷沢 1 番地 292 |
| 名称 | 工房「歩み」歩みの会 |

(設立時の役員)

2 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|--------|
| 設立時理事 | 幾田せい子 |
| 設立時理事 | 鳥山 夏子 |
| 設立時理事 | 阿部 弘子 |
| 設立時理事 | 白戸 幸雄 |
| 設立時理事 | 神島 俊治 |
| 設立時理事 | 小関 幸一 |
| 設立時理事 | 谷 宣泰 |
| 設立時監事 | 佐々木登志美 |
| 設立時監事 | 佐々木榮治 |

(設立時の代表理事)

3 この法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

住所 青森市金沢 3 丁目 4 番 22 号

名称 幾田せい子

(最初の事業年度)

4 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(定款に定めのない事項)

5 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。